

平成24年度 韓日スカウトフォーラム派遣 (韓国連盟日本スカウト招待計画) 派遣員募集要項

平成11年度から日本連盟が実施している日韓スカウト交歓計画（韓国スカウト招聘事業）による韓国スカウトの日本訪問との相互交流として、ボーイスカウト韓国連盟から平成13年度より日本スカウトを韓国連盟の経費負担で招待し、スカウトフォーラムを中心としたプログラムを実施したいと参加招聘があった。日本連盟はこの招請に応え、ベンチャースカウトを中心とする派遣団を編成し、派遣を実施する。

参加者は、第11回目となるスカウトフォーラムと、その後に雪岳山で行われる第13回韓国ジャンボリーへの参加を通して、韓国文化、社会、歴史を体験すると共に、日常のスカウト活動を体得した知識・技能・精神を一層高め、韓国スカウトとの親交、相互理解を深める。

名 称： 平成24年度 韓日スカウトフォーラム派遣
(韓国連盟日本スカウト招待計画)

期 間： 平成24年7月29日(日)～8月8日(水) 11日間(予定)

場 所： 韓国 ソウル、江原道(韓国ジャンボリー会場)

人 員： ベンチャースカウト18人
指導者2人(男女各1人) 合計20人

経 費： (1) 往復旅費、滞在費については韓国連盟が負担する。
(2) 服装・備品・準備訓練等に要する経費1人あたり3万円
日本国内交通費及び派遣期間中の小遣いは別途個人負担となる。



日 程 (予定)

平成24年7月27日(金) 準備訓練

7月28日(土) 準備訓練・結団式・壮行会

7月29日(日) 空路ソウルに向かい、フォーラム会場へ移動
| ユースフォーラムに参加する、フォーラム閉会式

8月 1日(水) フォーラム閉会式

8月 2日(木) フォーラム会場を出発し、第13回韓国ジャンボリーに参加
するために雪岳山へ移動し、キャンプインする

8月 8日(水) キャンプアウト

航空機にて帰国の途につく

応募資格 応募者は、次の各項を満たしていること。

<スカウト>

- (1) 平成24年4月時点で高校3年生以下のベンチャースカウト
- (2) 平成22年度から継続して登録している者
- (3) ベンチャー章(またはボーイ時に1級)以上を取得し、積極的に進級に挑戦している者
- (4) フォーラムでの使用言語が英語であることから、フォーラム参加に必要な会話及び筆記の英語力がある者



- (5) 海外生活が十分できる健康状態が良好で、派遣員にふさわしい品性をもち、派遣員としての行動がとれる者

<指導者>

- (1) 平成24年7月29日時点で満20歳以上の指導者
(2) 平成22年度から継続して登録があり、応募時点でウッドバッジ研修所を修了している者
(3) 心身ともに健康で、長途の海外派遣に耐える体力があり、日常会話以上の英語力がある者
(4) 派遣団・隊指導者としての役務を果たし、またスカウトを指導するに適した経験と人柄を有する者

参加申し込み

- (1) 上記の資格を有する参加希望者は必要書類を整え、所属隊・団・地区の推薦をうけ、所属県連盟の指定する期日までに所属県連盟に申し込む。
(2) 県連盟は、申込者を選考し、適格者を日本連盟に推薦する。
2人以上を推薦するときは、県連盟推薦順位をつける。
(3) 県連盟から日本連盟への申し込みは、次の必要書類を添え平成24年4月5日(木)までに行う。

提出書類

- (1) 海外派遣参加申込書(スカウト・指導者別の所定の用紙) 1通
(2) 海外派遣参加健康調査書(所定の用紙) 1通
(3) 「よりよき理解、明るい世界(森林のために)」に関する小論文(作文) 1通
上記テーマについて次の①～⑤の5項目を含む小論文(A4判2ページ程度)をワードファイルにてCD等で提出する。
①森林破壊が進んでいく中で、我々の生活のどの部分が快適になったか
②森林保護のために、あなたが行っている活動について
③森林保護によっておこる、人間や動物にとって良い効果はなにか
④森林破壊によっておこる、人間や動物にとって悪い効果はなにか
⑤森林保護のために、日本はどのような活動をしているか
(4) 県連盟面接結果通知書

日本連盟の選考

書類選考および選考会を行う。

申込期日およびその他の期日

県連盟への申し込み	県連盟の定める日 平成24年 月 日()
<u>日本連盟への推薦</u>	<u>平成24年 4月 5日(木)</u>
派遣員選考会	平成24年 4月22日(日)を予定
※ 選考会場は東京都内を予定し、会場までの交通費は自己負担とする	
派遣員の内定	平成24年 5月上旬

派遣員準備訓練

出発までに準備訓練を行う。

その他

- (1) 女子スカウトの参加
女子スカウトの参加については、女性指導者の引率が必要となる。
(2) 派遣の延期または中止
以下の様な場合には、当該派遣が延期または中止されることがある。
・外務省による、渡航先国または地域への渡航延期勧告または危険情報の発出等
・同、新型インフルエンザ、SARS等の感染症情報の発出等
・その他、派遣実施に支障があると判断された場合

以上